

医療未収金等債権回収業務委託について

当院では、一定期間を経過してもお支払いのない医療未収金等の債権について、下記の法律事務所に回収業務を委託しております。回収を委託した債権については、当該弁護士事務所が窓口となり、お支払いに関する連絡、相談及び集金等を行いますので、ご承知おきいただくとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 委託先

名称：弁護士法人館野法律事務所

所在地：東京都渋谷区渋谷 2 丁目 16 番 8 号 南雲ビル 2 階・4 階

URL：<http://tateno-law.jp>

2. 対象者

当院の診療費等の滞納者（債務者）およびその連帯保証人

3. 委託内容

- (1) 債務者等に対する文書および電話による催告
- (2) 支払方法等の相談
- (3) 当該債権の調査、管理、回収
- (4) 当該債権の弁済金の受領
- (5) 当該債権に係る訴訟、民事執行手続等の法的手段の執行
- (6) その他 (1) ～ (5) に付随する業務

以上

独立行政法人国立病院機構 埼玉病院